

## □■養成所ニュースプラス第 14 号 2024□■

初日に台風接近となった東京スクーリング1でしたが、何とか終わることができました。今日から福岡でスクーリング2が始まっています。

今週、来週の Plus Column は 36 期生にむけて 2 学期レポート作成のポイントをお伝えします。2 学期も 1 か月が過ぎようとしています。最後の 1 週間で苦しまないように、まずは、課題に向かうことにしましょう。

Plus Quiz は「高齢者に対する支援と介護保険制度」（現、高齢者福祉）から「介護保険制度における国、都道府県、市町村の役割」を取りあげます。今回も選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるか合わせて考えてみましょう。

※スクーリング名については、ローマ数字が文字化けするため算用数字で記載しています。

### ■Plus Quiz . . . . .

【第 36 回問題 131】介護保険制度における厚生労働大臣の役割に関する次の記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

1. 要介護認定の審査及び判定に関する基準を定める。
2. 要介護者等に対する介護給付費の支給決定を行う。
3. 介護支援専門員実務研修を実施する。
4. 介護給付等費用適正化事業を実施する。
5. 財政安定化基金を設置する。

正答と解説は最後に記載してあります。

### ■Yoseijo Info . . . . .

・(35-36 期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ

申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。

本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。

※本養成所受講認定基準を満たす支給希望者には、10 月末日付けで、支給申請書類一式を発送いたします。

お手元への到着は 11 月上旬頃の予定です。今しばらくお待ちください。

- ・受講の手引の表紙裏（表紙の次のページ）に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

### ■Test Info . . . . .

国家試験に関する情報をお届けします

- ・第 37 回国家試験は、令和 7 年 2 月 2 日（日）です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1343225&c=3246&d=99c7>

※試験時間、試験科目（午前・午後の内訳）が公開されました。

- ・第 37 回社会福祉士国家試験『受験の手引』請求窓口が開設されました。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1343226&c=3246&d=99c7>

※上記 URL にアクセスし「3 申し込み手続き方法」を確認してください。

- ・第 37 回国家試験から適用する社会福祉士国家試験合格基準並びに総試験時間数が公表されました。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1343227&c=3246&d=99c7>

- ・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1343228&c=3246&d=99c7>

※締め切り間近ですので、検討されている方は早急にご確認ください。

## ■Plus Info . . . . .

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1343229&c=3246&d=99c7>

## ■Back Number . . . . .

過去のバックナンバーはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1343230&c=3246&d=99c7>

## ■Plus Column . . . . .

### 【レポート作成講座第4号／2学期レポート作成のポイント1】

スクーリング会場でレポートについて尋ねると、「あなたの考えを述べなさい」という課題をどのように書いたら良いかわからなかったと話してくれた人が何人かいました。テキストをまとめて説明するだけではない課題に、1学期から苦労したと思います。今回もいくつかの科目で「あなたの考え」が求められています。なお、1学期レポートの総括については、9月上旬発送予定のレポート提出状況に同封予定です。

「社会福祉の原理と政策1」は、「自分自身の体験から」考える課題です。まずは、何について「あなたの考えを述べる」のかを、課題文や「レポート作成のポイント」の内容を確認して整理してみましょう。そして、どのように考えることができるか、書き出してみます。スクーリングで体験した方も多いと思いますが、付箋を使うのも良いかもしれません。そこから自分の意見をまとめ、意見の根拠も示すというやり方はいかがでしょうか。

「貧困に対する支援」の課題番号1では「生活保護法の基本原理」の概要を、同じく課題番号2では「生活困窮者自立支援法の理念」の概要を、それぞれ「600字」以内にまとめなくてはなりません。そのうえで「自分の考え」を述べます。この字数内にまとめることが重要です。

最後に、「社会福祉調査の基礎」です。課題番号1は量的調査、課題番号2は質的調査についてまとめます。2年前、この科目は不合格レポートが多くなりました。理由のほとんどが「リサーチクエスト」がなかったというものでした。皆さんも気を付けてください。合わせて、「受講の手引」49ページの※印にある「倫理的配慮」を含めることも忘れないようにしてください。この科目は、課題文や「レポート作成のポイント」に含むべき具体的な項目が示されています。1200字に収まらなくなるので、ひとつひとつを詳しく書きすぎて全ての項目を網羅できなくなるように、全体のバランスにも気を付けてください。そして、作成後に漏れがないか、必ず確認しましょう。

次回は、相談系科目についてお伝えします。

※科目名については、丸数字が文字化けするため算用数字で記載しています。

### 【Plus Quiz . . . . . 正答と解説】

介護保険に関連する問題は、「高齢者福祉制度の発展過程」や「老人福祉法」とともに頻出であるだけでなく、広範囲で詳細な問題が出題されてきました。介護保険制度は、新出題基準でも重要な項目であることは変わらず、利用者や地域住民等への説明のための知識や多くの専門職や機関と連携・協働を行うための知識が問われます。

介護保険制度は市町村がその運営の中心を担い、国と都道府県が支えるという関係にあります。この点をふまえて、それぞれの役割を整理しておくといよいでしょう。

この科目の新出題基準の大きな変化は、毎年何かしら出題されてきた、介護の概念や対象、介護予防、介護過程、認知症ケア、終末期ケア、介護と住環境という介護技術に関する項目がほぼ削除されました。新たなものとしては、「高齢者医療確保法」「高齢者雇用安定法」「育児・介護休業法」が項目に加わりました。この科目だけでなく「現代社会と福祉（現、社会福祉の原理と政策）」「社会保障」「保健医療サービス（現、保健医療と福祉）」「福祉サービスの組織と経営」等でも出題されてきた項目です。過去問にあたることで準備が可能です。

1. ○要介護認定の基準や判定は、全国統一の基準で公平に行われる必要があるため、その基準は「厚生労働大臣」が定

めます。

2. ×介護給付費の支給決定は「市町村」の役割です。介護サービスを受けた被保険者にサービスに要した費用を支給します。

3. ×介護支援専門員実務研修の実施は「都道府県知事」の役割です。介護支援専門員実務研修受講試験、介護支援専門員実務研修、登録までを都道府県知事が行います。

4. ×地域支援事業の任意事業として、「市町村」は介護給付費等費用適正化事業を行うことができます。介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、業者が適切にサービスを提供するよう促すことを目的としています。

5. ×財政安定化基金は「都道府県」が設置します。見込みを上回る給付費増や保険料収納額の低下による財政不足を補うため資金の交付・貸付を行います。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus